論

説

地域的不統一法国の判決を日本で承認執行する場合の国際が の要件についての一考察

Ħ 次

I はじめに

 ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$ Π ドイツの学説 BGH一九九九年四月二九日の事案

日本において承認執行する場合の間接管轄の要件について

IV

小 室 百 合

#### はじめに

おらず、従って議論もされていないのが現状である。しかし、ドイツで若干の議論がなされているようなので、本稿(1) とが異なる場合、管轄の要件は満たされているのか否か、ということである。このような問題は、 ではそれらを紹介するとともに、 ついて、考察をすることにする。 ついて若干の問題が生じる。すなわち、日本法からみて管轄地として指定された州と実際に当該外国判決を下した州 アメリカ合衆国のような地域的不統一法国の判決を承認執行する場合、国際裁判管轄 地域的不統 一法国の判決を承認執行する場合の国際裁判管轄 (間接的一般管轄) (間接的一般管轄)に まだ日本で生じて の要件に

# BGH一九九九年四月二九日の事案(2)

社の社長であり、L.Lu会社の経営者であった。L.Lu会社の持ち主は、当時は被告二であり、一九九○年二月 るL. Machine Tool Company. Inc. 会社(以下L会社と略す)から、ドイツ企業L. Werkzeugmaschinen- fabrik Lu 二八日に被告三が同会社 (以下L.Lu会社と略す)会社が製造したStahldre機械を購入した。被告一は、 原告は、 アメリカ、 ウィスコンシン州、 (L.Lu会社)を引き継いだ。 ミルウォーキーに住む女性である。原告は、一九八六年にイリノイ州にあ L会社の唯一の持ち主であり、

九九一年の初めに、まずL会社を、ウィスコンシン州の連邦地方裁判所 原告の主張によれば、 原告が購入した機械には欠陥があって、正常に運行できなかったとのことである。 United States District Court, Eastern 原告は、

ともに二二八万五七ドル三〇セントを原告に支払うよう判決を下した。 害賠償であった た。一九九二年一月一六日の欠席判決によって、アメリカの連邦地方裁判所は被告達を連帯債務者とし、 被告三に譲渡した。被告達とL会社は一九九一年八月五日にアメリカで破産を申し立てたが、 際に、LLuとして営業活動をしたことを挙げていた。召喚状を伴った訴状は、 送達された。この当時、イリノイ州の土地を被告一と被告二は所有していたが、一九九一年の間に彼らはこの土地を District of Wisconsinに損害賠償を求めて訴えた。続いて、原告はドイツに住む被告一~被告三に訴訟を拡大し、 判決の総額のうち、一〇〇万ドルが懲罰的損 一九九一年三月二三日に被告達宛に 訴訟には応訴しなかっ 訴訟費用と その

七二二一条に従って、 米間には、 1 相互の保証の要件について鑑定人の鑑定結果をふまえて、当該訴えを認めた。そこで、被告は訴えの却下を求めてオ 的損害賠償にあたる、一二八万五七ドル三〇セントに一二〇ドルの訴訟費用を加えた部分である。 バーラント裁判所に控訴したところ、オーバーラント裁判所は請求を棄却した。これに対し、原告は上告した。独(3) 本件訴訟手続では、 条約の規定がないので、BGHは本件判決の承認執行の可否を一般条項、すなわちZPO三二八条及び同 判断すべきことになった。 原告は、 被告一〜被告三に対するアメリカ裁判所判決の一部の執行を求めた。 ラント裁判所は、 すなわち、

#### ニ ドイツの学説

コンシン州の裁判所であったことが問題となった。学説の見解は、 この事案では、 ドイツ法からみて、(5) イリノイ州 が国際裁判管轄地となるのに、 判決国が地域的不統一法国である場合に、 実際に判決を下したのは ドイツ ウィス

法からみて管轄を有する裁判所と異なる州の裁判所が判決を下した場合、 国際裁判管轄を肯定するか否かで見解が分かれる。 当該判決を承認するか否か、 換言すれば、

### (1) 国際裁判管轄肯定説

州 BGH判決やGeimerらは、 –の裁判所の国際裁判管轄を肯定する。その根拠を次のように説明する。 判決を下した州 -BGH一九九九年四月二九日判決の事案の場合は、 ウィスコンシン

まず、BGHは、次のように述べる。

る。 ŋ については、アメリカの連邦裁判籍を領土的に分断することは正当ではない。そして、ZPO三二八条一項一号の目(7) で防御しなければならないことから被告を保護すべきものであって、当該外国内部の土地管轄には関わらないのであ ものである。そして、ZPO三二八条一項一号は、内国法からみれば紛争と十分な関連性を持たない外国裁判所の前 二八条一項一号は、第一に、判決国の手続法を少なくとも国際的に受け入れられた原則で考慮することを保証すべき 的は、統一的な連邦国家の管轄をいくつかの領土的部分的管轄に分断することを正当化するものではない。ZPO三 ZPO三二八条一項一号は、判決国の裁判所がドイツ法によれば国際裁判管轄を持つか否かに焦点を合わせてお 判決を下した裁判所が土地管轄を有していたとみられるかどうかは重要ではない。 一定の外国法の適用から被告を保護することを担っているのは、ZPO三二八条一項四号のみである、と。(8) アメリカという国の特殊性

Nagel / Gottwaldは、概説書において、次のように述べる。

失うであろうこともあわせて検討すべきである。ドイツと同じく米国においても、 るべきであろう、と。 保護システムを構築している。 ŀ 判所が存在しているわけではないのである。 らである。さらに、 (要件) が存在する州内に財産があることが要件とされることがあるが、 のラント裁判所から下される判決というものを要求するようになったならば、 ナダや米国のような地域的不統 は、 一つの国家を全体 米国の連邦裁判所はまさに統一的に組織されている。 それならば、 (総体) として見なしており、また、その国の国内の裁判組織は各国の専決事項だか 法国の場合、 連邦裁判所の判決の場合にも、 外国国家がバイエルンなどに財産があることに着目し、 部 0 判例によれば、 それには賛成しがたい、 その意味では、 承認が求められている判決を下した裁判所 国全体で管轄があることのみが要求され ZPO 三条は、 州の裁判所と連邦裁判所とが権利 連邦の州ごとに独立した裁 なぜならば、 逆に、 財産があるラン その意義を 承認の管轄

同じく、Geimerも概説書において、次のように述べる。

ば、 所 中央集権的ではない 件とはされてい て、 る 重要な管轄原因は それぞれ固有の裁判制度を有する地域的不統 此 管轄の関連性 裁判管轄区域内の裁判所に、 細な判決国内部の内部事情だからである。 ない。 (管轄原因) 国家については、 承認が求められている外国判決の手続が行われた州内に存在しなければならないことが重要と なぜなら、 があればよいのである。 判決を下す仕事を当該国家の中で配分することは、 ドイツの管轄規則を仮に適用したならば、 ZPO三二八条一 一法国家 反対説によると、 項一号によって2PO一二条以下の規定と結びつけられて 承認を求められている判決を下した裁判所の属する州 (例えばアメリカ) 承認における国際裁判管轄の要件を審査する際 では、 管轄が認められたはずであることは、 判決国 ZPO三二八条一項一号によ ]の主権が が及ぶ全地 域 に対し 0 裁判

裁判所ではなくて、 判権の構造がよく似ている国家の場合、 ような事態は、 義務というものは、 の有無の審査のなかに組み込まれてしまい、その結果、被告には国際的な裁判を受ける義務があることを肯定すると なると主張されているが、かような反対説に従うならば、 いう、受け入れがたい結果をもたらすことになってしまうだろう。 ボン基本法三条一項に合致しないというべきであろう。さらに、ドイツのように連邦と個々の州の裁 当該判決国の国全体における上級裁判所の場合には、いったいどうすればいいと言うのか、と。 連邦制国家よりも中央集権国家の場合の方が、領土的には広範になってしまうことになる。この 何を要件とすべきかが不明となるであろう。 外国国家の裁判所の構成原理が、 つまり、このような被告の国際的な裁判を受ける 確定判決を下した裁判所が州の 判決国 の国際裁判管轄権

aasは、BGH,29.4.1999の判例評釈において、次のように述べる。

国は、 が に照らして緩和すべきか否かの問題は、 0 0 の結果から守ることである。 Regelungshoheitが誰に付随しているかによって決定するとすると、ZPO三二八条の一項一号の意味における判決 れることになろう。しかしながら、これらの鏡像原則を形式的に適用することをZPO三二八条の一項一号の法目的 調査の範囲内で、アメリカ全体の国に焦点を合わせるべきであろう、と。 排他的規則制定権を権利として要求しているならば、 判決国に作り出した場合にのみ存在することになる。 どのような裁判籍が州裁判所判決を正当化するかという問題について、 州国家ということになるのは明かである。そうであれば、原則として、鏡像原則は、 承認管轄は、ドイツ法上、 残る。ZPO三二八条の一項一号の規定の目的は、 被告がこの裁判体系と十分な関連性を生み出しているか否か 国際裁判管轄となって現れるような本質的関連性を被告自ら アメリカとしての全体の国家が、 判決裁判所が帰属している司法制 裁判所体系の観点から唯 被告を過剰な外国 州国家に関連して適用さ 度の

また、原告によるフォーラムショッピングから被告を守る方途について、次のように述べ

らである。 ている場合でも、 府との二国間の法的安定をおおいに損なうことになろう。従って、 見によれば、第一のやり方が良いと思われる。なぜならば、現在の段階では、 方法は、二つある。 鏡像原則を州に適用することは、ZPO三二八条の一項一号の法政策目的を超えており、 ZPO三二八条の一項一号は、 第一にZPO三二八条の一項四号が、第二に三二八条の一項一号が検査基準となるだろう。 法の趣旨から目的論的に制限されるべきである。 判決を下した裁判所がアメリカの州国家に帰属し 濫用の場合を把握することが肝要だか この場合にも、 アメリカの州政 私 鏡

### (2) 国際裁判管轄否定説

像原則は、

アメリカ国家全体に適用されるべきであった、と。

合は、 本件のオーバーラント裁判所判決やSchutzらは、 ウィスコンシン州 -の裁判所の国際裁判管轄を否定する。その根拠を次のように説明する。 判決を下した州 BGH 九九九年四 月 一九日判決の 事 案の 場

まずOLG Hamm, Urteil vom 4.6.1997は、次のように述べる。

えば、 管轄に関する関連性として、ZPO二三条による財産所在地の特別裁判籍が考えられる。 ツ法からみて管轄を有していないとき、 ン州には国際裁判管轄がない。 このような執行判決は本件では、 承認を拒絶されるべきだからである。ZPO三二八条に従えば、 ドイツの管轄規定を鏡像原則的に適用すると、 認められない。 外国判決の承認は拒絶される。 なぜならば、 アメリカの執行名義はZPO三二八条一項一号に従 外国裁判所が所属する国Staatの裁判所がドイ 本件では、 本件では、 ドイツ法に従えば、 被告はい 判決国の裁判所の国際裁判 かなる時もウィス ウィスコンシ

立的立法と裁判所組織を有している個々の州が判決国として見なされるべきである。 が財産を所有していたことは、重要ではない。当裁判所の見解によれば、 コンシン州に 如何なる財産も所有していなかったのは明らかである。アメリカの他の州、 いわゆる地域的不統一法国においては、 すなわちイリノイ州に被告 自

とらえることは、 特別なやり方で、 ZPO三二八条一項五号の意味における相互の保証があるか否かという問題について、 ドイツの民事訴訟の規定によれば、対応する関連性を被告が有している個々の州の裁判所が焦点とされているときは、 る首尾一貫した義務の概念を目指しており、 る見解は、 の免除の問題について、 て考えられる。 と一致すべき必然性はないのである。 している実務と一致する。 を正当と考える。このような見解は、 他の多くの判例学説に与して、ZPO三二八条一項一号の意味における判決国として、 項一号によれば、 ると主張する判例ないし学説を否定する。 当裁判所は、 ZPO三二八条一項一号の意味と目的においても妥当する。これらの規定は、ドイツにおける裁判を受け 特筆すべきことに、判例と学説は、 アメリカのような地域的不統一法国においては管轄の関連性は領土たる国全体との関連性で十分であ 被告保護の観点を反対に誤らせるものである、と。 被告の利益が斟酌されているのである。 判決国内部の先決事項であって、 地域的不統一法国の個々の州をのみを検討の対象としている。 EGBGB四条三項が説明しているように、Staatの概念は、 同様に、 アメリカの個々の州が独立した法体系と裁判制度を有していることと合致し、 当該見解は、 同時に事実上被告保護を図っているのである。 独立した部分的法体系を有する、全体国家の一部をも国家の概念とし 相互の保証の範囲で、ZPO一一〇条二項一号の訴訟費用の補償 たいした問題ではないと主張する。 判決国全体の中で裁判を分配することは、 裁判管轄との関係を、 アメリカの主権の全範囲との関係で 国際法の主体としての全体国家 さらに、ここで主張され アメリカの個々の州を基準と 個々の州をすべきとすること しかしながら、 国際裁判管轄の範囲で、 ZPO三二八条一 当裁判所は てい

同様、

重要ではないのである。

Schutzeは、 OLG Hamm, Urteil vom 4.6.1997の評釈において次のように述べる。

ニュー カではなく、 外国民事判決を承認執行する際の状況は様々である。ドイツの判決の効力をニューヨーク州に及ぼそうとすると 日 ク州法に従うし、イリノイ州の場合にはイリノイ州法に従うのである。それゆえ、 個々の州の国家がZPO三二八条一項一号の意味での判決国として見なされるべきである。 連邦国家であるアメリ

判管轄の有無を判断することは正しいのである。 事判決の効力を拡張させるための連邦法規則というものはない。それゆえ、個々の州の国家の観点からのみ、 る限りでは、 個 々の 国家 国際裁判管轄がニューヨーク州の裁判所にあるか否かは、 州 は、 外国民事判決の承認執行について様々なかなり異なる法規をそれぞれ施行しており、 イリノイ州の裁判所の判決について、 管轄がアルゼンチンにあるか中国にあるかと 承認要件たる管轄の 調 国際裁 査をす 外国 民

それゆえ、 OLG Hammの判決はこれらの観点から賛成されるべきである、

Schackは、概説書において次のように述べる。

X る。それゆえ、 リカの連邦裁判所ないし州裁判所から下された判決を承認する場合の鏡像原則にも妥当する、 メリカの アメリカ 個 ドイツの判決をアメリカで承認する場合には、 0 々の州は、 州 法が問題となる。 州裁判所のみならず連邦裁判所にも適用される、 このことは、 ZPO三二八条一項五号の相互 アメリカで下された判決をドイツで承認するのとは反 それぞれ独自の私法と手続法を有して の保証の場合にも妥当するし、 と。 ア

匹

それに対し、

国際裁判管轄を否定する見解は、①判決国が地域的不統一法国である場合に、

各州が自立的立法と裁

Rothは、BGH, 29.4.1999の判例評釈において、次のように述べる。(5)

を有していたことが必要である、と。 決管轄の範囲と同じである。アメリカのような、独自の法と裁判所を有する不統一法国の場合、 ある裁判所が管轄を有していただけでは十分ではない。反対に、本件ではウィスコンシン州の裁判所が国際裁判管轄 した場合、これらの国のある裁判所が管轄を有していたか否かである。 わりを持たない。判断基準は、ドイツ法である。鏡像原則にしたがって判断されるのは、 ZPO三二八条一項一号の規定は、 外国裁判所の国際裁判管轄のみを問題としており、 承認管轄の範囲は、 ドイツ法を当該外国 事物管轄や土地管轄 ドイツが自らに求める判 アメリカ全体の中の に適用 とは関

## 結び・ 日本において承認執行する場合の間接管轄の要件について

広くなる、 方は、 ごとに国際裁判管轄を認める見解にたつと、 ている国家の場合、 所が判決を下した場合、 以上のように、 当該国家の専決事項であって、ZPO三二八条一項一号との関係では、 ⑤州ごとに国際裁判管轄を認める見解にたつと、アメリカと異なって、 ②準拠法の適用から被告を保護する役割を国際裁判管轄の要件は担っていない、③国内の裁判組織のあり 判決国が地域的不統一法国である場合に、 何を国際裁判管轄として認めるかが不明となること、(20) 国際裁判管轄を肯定する見解は、①アメリカという一つの国を領土的に分断することをよし 連邦制国家よりも中央主権国家の場合のほうが外国判決の承認可能性が ドイツ法からみて管轄を有する裁判所と異なる州の を根拠に挙げている。 些細な判決国内の内部事情である。 (18) 州裁判所と連邦裁判所が非常に似 裁判 4州

判所組織を有していること、(21) ぼそうとするとニューヨーク州法に従うし、イリノイ州の場合にはイリノイ州法に従うこと、(ユイ) の概念は、 結局のところ、 国際法の主体としての国家と一致する必然性はないこと、(3) ドイツでは、 ②相互の保証の要件の場合、 各州が自立的立法と裁判所組織を有していることをどう評価するかで、 州ごとに要件を審査する実務に合致していること、(22) ④ドイツの判決の効力をニューヨーク州に及 を根拠に挙げる。 見解が分か ⊚Staat れ

からみて管轄を有する州と異なっていた場合を考えてみる。 以上をふまえた上で、 日本で地域的不統一法国の判決の承認執行が求められたが、 当該判決を下した州が、 日本法

るのである。

接管轄について、 あたらないが、 まず、 外国判決を承認執行する場合の要件として、 当該外国の事物管轄や土地管轄は問題とならないことに異論はないものと思われる(空) 判決国の事物管轄や土地管轄は問題とならない。(5) いわゆる間接管轄が問題となるが、 日本ではこのことを直裁にのべた論考はあまり見 ドイツの通説によ れば、 間

では、 その結果、 ところ、 の承認執行手続では問題とされない。 うがより適切かもしれない。 を問題にすることは、 果たして、それは妥当なのであろうか。確かに、 そうだとすると、判決国が地域的不統一法国である場合に、当該判決を下した裁判所がどこの州の裁判所であるか 一口に連邦制と言っても、 準拠法が問題とされているからであるように思われる。 アメリカにおいて裁判する州が異なると、 ドイツの国際裁判管轄肯定説が主張するように、 しかしながら、 ドイツの連邦制とかなり異なり、 それなのに、 通常の事物管轄や土地管轄違いは判決国手続内の瑕疵とされ、 アメリカの各州は自立的立法と裁判所組織を有している。 アメリカのような地域的不統 単に裁判を行う場所が変わるというだけでなく、適用される実 すなわち、 州の集合体というより、 アメリカという国を分断することになろう。 アメリカでは、 一法国で問題とされるのは 州ごとに実定法が異なる。 国家の集合体とい その意味 外国 結局 ったほ 判決

体法規-ろうか。 も異なってくる。この点を考慮するか否かが、真の問題の分かれ目となっているのではないだ

かは一号の管轄要件の関心外であるとする。 日本においても、(3) 裁判管轄が存在すれば、 って、基本的には、アメリカのような地域的不統一法国といえども、 この点について、BGHは、ZPO三二八条一項五号のみが準拠法に関わるのであって、 管轄要件を充足していると言えよう。(29) 準拠法は、 当該外国内部のどこかに、日本法からみて国際 外国判決承認執行の要件とされていない。従 準拠法がどのようになる

だろうか。とはいえ、これは判決国が不統一法国であるか否かとは直接関係がなく、専属管轄ないし合意管轄に固有 判を受ける当事者の利益を全く考慮しなくてよいかは、 らいもなく承認執行できるであろうか。とりわけ、専属的合意管轄がなされていた場合、当該約定された管轄地で裁 の問題であろう。従って、この点については問題点を指摘するにとどめて、結びとしたい。 判決国とされるべき国に存在する限り、基本的に国際裁判管轄の要件は充足していると言わざるを得ないのではない 民事裁判機能の国際的な配分の問題と理解する限り、 轄がある州に認められる場合に、それとは異なる他の州の裁判所から判決が下されていた場合、当該判決を何のため 問題があるとすれば、 専属管轄(合意管轄をも含む)の場合であろう。すなわち、日本法からみて、専属的裁判管 承認執行を求められた判決を下した裁判所が、 問題であろう。しかしながら、国際裁判管轄の決定の本質を 日本法からみて

 $\widehat{1}$ 際裁判管轄を有していたか否かが重要である。判決を下した国が国際裁判管轄権を有していれば、どこの裁判所に管轄が認められ 心をよせていない。「ドイツの間接管轄規定に従って、当該外国国家のまさに判決を下した裁判所あるいは他の裁判所のどこかが国 Zivilverfahrensrechts Band 国/1. 1984, Rn. 661 は、次のように解説するにすぎず、判決国が地域的不統一 ドイツの概説書でも、直裁にこの問題を取り扱っているものは多くない。例えば、Martiny, Handbuch des Internationalen 一法国であるか否かには、関

ているのであって、様々な外国裁判所の管轄範囲を対象としているのではないのである。外国裁判所の具体的な管轄が問題となる るべきであったかは、もはやどうでも良いことなのである。ZPO三二八条一項一号の文言は、様々な国家の管轄範囲を対象とし ならば、当該規定の裁判所Gerichteという複数形の文言が、意味不明になってしまう。従って、 内で有効な規定に従って、土地管轄を有していた、事物管轄を有していた、審級管轄を有していたかは重要ではない」。 判決を下した裁判所それが、

- 2 IPRax 2001, 230; IPRax 2001, 195
- $\widehat{5}$  $\widehat{4}$

 $\widehat{3}$ 

RIW 1997, 1039.

- この事案の問題は、 送達など多岐に上っているが、本稿の問題関心とは関係がないので、 割愛した。
- ZPO二三条の財産所在地の管轄が肯定されるか否かが問題となった。
- $\widehat{7}$  $\widehat{6}$ IPRax 2001, 231 IPRax 2001, 231
- $\widehat{8}$ IPRax 2001, 232
- $\widehat{9}$ Nagel / Gottwald, IZPR, 5.Aufl. 2002, Rdnr. 154
- Geimer, International Zivilprozessrecht, 5 Aufl. 2005, Rdnr. 2900.
- Haas, IPRax 2001,198

 $\widehat{11}$ 

 $\widehat{10}$ 

- $\widehat{12}$ RIW, 1997, 1040
- $\widehat{13}$ Schutze, RIW, 1997, 1041

 $\widehat{14}$ 

- Schack, Internationales Zivilverfahrensrecht, 3. Aufl. 2002, Rdnr. 906
- $\widehat{15}$ Roth, ZZP, 112, 484
- $\widehat{17}$ IPRax 2001, 232

 $\widehat{16}$ 

IPRax 2001, 231

- Nagel / Gottwald, IZPR, 5.Aufl. 2002, Rdnr. 154
- Geimer, a. a. O. (10) Rdnr. 2900

 $\widehat{19}$  $\widehat{18}$ 

Geimer, a. a. O. (10) Rdnr. 2900

- (云) RIW, 1997, 1040; Roth, ZZP, 112, 484
- (2) RIW, 1997, 1041
- (\mathref{M}) RIW, 1997, 1041
- (A) Schutze, RIW, 1997, 1041
- $\widehat{25}$ Martiny, a. a. O. (1) Rn. 661; Schack, a. a. O. (14) Rdnr. 836; Geimer, a. a. O. (10) Rdnr. 2898
- <u>26</u> 善充〕三九七頁(第一法規出版、 でなくても、間接的一般管轄の要件は充たされたことになる」とするのは、鈴木忠一・三ヶ月章編『注解民事執行法(1)』〔青山 法行為地国は一般管轄権を有するとの原則を認めてよいが、その国の裁判所が下した判決なら、具体的な不法行為地裁判所の判決 「判決裁判所が特別管轄を有することまで要求するものではない。 一九八四年) 例えば、 日本の国際民事訴訟法上、不法行為事件につき、不
- 決の承認」澤木敬郎・青山善充編『国際民事訴訟法の理論』三九二頁(有斐閣、一九八七年)、石黒一憲『国際民事訴訟法』二二 であって、判決を下した裁判所ではなく、判決国の裁判管轄権の有無を問題にしている。 ○頁(新世社、一九九六年)、河野俊行「間接管轄」高桑昭・道垣内正人編『新・裁判実務大系(3)国際民事訴訟法』三二六頁 (青林書院、二〇〇二年)など。 通説ないし近時の有力説が間接管轄を語るときに問題としているのは、直接管轄と間接管轄の基準が同一であるべきか否かなど 高田裕成「財産関係事件に関する外国判

管轄配分説については、 国に裁判管轄があるかないかだけが問題となり、判決を下した裁判所それ自体が国際裁判管轄を有するか否かは問題とならない。 おける裁判機能を各国裁判機関に分配することであるという理解を出発点にしている。 なお、国際裁判管轄の解釈についての通説は、 池原季雄 「国際的裁判管轄権」新・実務民事訴訟講座(7)一八頁(日本評論社、 いわゆる管轄配分説である。 管轄配分説は、国際裁判管轄の問題は、 従って、 管轄配分説の考えにたつ限り、 一九八二年)など。 国際社会に

- (%) IPRax 2001, 232
- のに、州裁判所ならば国際裁判管轄の有無が問われるという、二重の基準が生じることも問題であろう。 さらに付言するならば、 連邦裁判所と州裁判所が併存する場合、連邦裁判所の判決ならば国際裁判管轄が問題とされることはない
- 30 国際裁判管轄が認められる根拠は、 判決国と承認国で異なっていても問題ないと思われる。 Schack, a.a. O. (14) Rdnr. 836
- 31 専属的合意管轄の場合、不上訴の合意をしている、 (特定の裁判所で一回限りの裁判で終わらせる合意をしていた)、かつ当該合意

則からいって、当該当事者の意図は最大限、尊重されるべきだと思うからである。 かと考える。なぜなら、特定の裁判所で一回限りで裁判を終わらせたい趣旨で、当事者が合意管轄を合意した場合、私的自治の原 管轄の存在を当該外国裁判所に申し出たが無視されたなどの事情があれば、当該外国判決の承認執行を拒絶しても良いのではない